

日本学生相談機関代表者協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本学生相談機関代表者協議会 (Japanese Association of University Counseling Center Directors 略称 JAUCCD) と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的と事業)

第3条 本会は、学生の心理社会的成長及び精神的健康の増進に寄与し、その活動を通して高等教育に貢献するため、学生相談機関の課題を明確にし、対処方策を開発し、その効果を検証することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 学生相談の望ましい姿・あるべき姿を示す
- (2) 学生相談機関の望ましい運営のあり方を検討する
- (3) 学生相談機関の相互扶助を促進する
- (4) 前各号に附帯または関連する事業

(公告の方法)

第4条 本会の公告は、本会のウェブサイトに掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 学生相談機関を代表するカウンセラーであって、本会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 学生相談機関とは、高等教育機関が設置し、教育の一環として学生の全人的成長を目指し、在籍する全学生を対象として、心理専門職の知見と技術により、またその倫理基準に基づき、心理カウンセリングや学内連携などの活動を行う機関または部門をいう。
- 3 学生相談機関を代表するカウンセラーとは、学生相談機関に専属するカウンセラーで実質的に活動を行い、運営の中核となりその主たる責任を持つ者で、所属する学生相談機関を代表する1名をいう。

(入会)

第6条 会員となるには、当会所定の様式による申込みをし、運営委員会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に本会に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 本会の会員が、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、または会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、会員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第5条に定める会員条件を満たせなくなったとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- 2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返却しない。

第3章 会員総会

(会員総会)

第12条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各事業年度の事業及び決算報告
- (5) 次事業年度の事業計画及び収支予算
- (6) 会則の変更
- (7) 解散
- (8) 運営委員会において会員総会に付議した事項
- (9) その他会員総会で決議するものとして法令及び本会則に定める事項

(開催)

第14条 当会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は毎年1回、臨時会員総会は必要があるときに開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、運営委員会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法)

第16条 会員総会の決議は、法令または会則に別段の定めがある場合を除き、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第17条 会員は、各1個の議決権を有する。

- 2 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面または電磁的記録を会長に提出することにより、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 3 前項の場合における前条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議長)

第18条 会員総会の議長及び副議長は、会員総会において出席者の中から選任する。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については議事録を作成し、運営委員会において承認を得るもの

とする。

第4章 役員

(役員)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 運営委員 5名以上 10名以内

(2) 監事 2名

2 運営委員のうち1名を会長、1名を副会長とし、運営委員の互選により選出する。

3 会長が欠けたときは運営委員会において改めて会長、副会長を選出する。

4 会長を1位、副会長を2位として各運営委員に順位を定める。

5 運営委員に事故あるとき、あるいは会長を除く運営委員が欠けたときには、前項で定めた順位に従い、次位の運営委員が代行する。

(選任)

第21条 運営委員及び監事は、会員総会の決議によって会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、運営委員の互選によって定める。

(任期)

第22条 運営委員及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した運営委員または監事の補欠として選任された運営委員または監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された運営委員の任期は、他の在任運営委員の任期の残存期間と同一とする。

(運営委員の職務及び権限)

第23条 運営委員は、法令及びこの会則の定めるところにより、その職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

3 副会長は会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、運営委員の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、運営委員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第25条 運営委員及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第26条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に応え、会務を補佐する。

2 顧問は、本会の活動、運営に必要な専門的知識・実践的知識について助言できる者であって、運営委員会の推薦に基づき、会長が任命する。会員以外の者から選任することを妨げない。

3 顧問の任期は、任命した会長の任期終了と同時に終了する。

4 顧問は、本会の事業、総会及び運営委員会に参加することができる。ただし、定数に含まれず採決に加わることはできない。

第5章 運営委員会

(構成)

第27条 当会に運営委員会を置く。

2 運営委員会はすべての運営委員をもって構成する。

(権限)

第 28 条 運営委員会は、この会則に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会長及び副会長の選出及び解職
- (2) 業務執行の決定
- (3) 運営委員の職務執行の監督

(招集)

第 29 条 運営委員会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときは第 20 条第 4 項で定めた順序により他の運営委員が招集する。
- 3 運営委員及び監事の 3 分の 2 の同意があるときは、招集の手続を経ないで運営委員会を開催することができる。

(議長)

第 30 条 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 運営委員会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる運営委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 32 条 運営委員会の議事については議事録を作成し、運営委員会において承認を得るものとする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から（翌年）3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、直近の会員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 35 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の局員を置く。
- 3 局員は、運営委員会の推薦に基づき、会長が任命する。会員以外の者から選任することを妨げない。
- 4 局員の任期は、任命した会長の任期終了と同時に終了する。
- 5 会員以外の局員は、本会の事業、総会及び運営委員会に参加することができる。ただし、定数に含まれず採決に加わることはできない。

第 8 章 附則

(設立日)

附則 1 本会を 2019 年 1 月 13 日に設立する。

(最初の事業年度)

附則 2 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の会員、役員及び事務局)

附則 3 設立時の会員、役員及び事務局については別途定める。

(設立当初会費)

附則 4 本会の設立当初の会費は 5,000 円とする。